ＳＭＢＣ個人型プラン　みらいプロジェクトコース

運用商品ラインアップ

基本属性編



2026年10月20日現在

運用商品一覧①（商品の選択にあたっては、必ず１ページ以降の説明資料をご確認ください。）

＜投資信託＞

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬（税込）	信託財産留保額
1	バランス型投信	アクティブ型	三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	01842	実質年0.8970%程度以内	なし
2			三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	01843	実質年0.8970%程度以内	なし
3			三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	01844	実質年0.8970%程度以内	なし
4			三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	01845	実質年0.8970%程度以内	なし
5			三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	01846	実質年0.8970%程度以内	なし
6	国内株式型投信	インデックス型	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）	02109	年0.1540%	なし
7		アクティブ型（その他）	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（日本株）	01923	年1.3200%	なし
8			三井住友・日本株式ＥＳＧファンド	01918	年1.1880%	なし
9			つみたて椿	01957	年0.9900%	なし
10	国内債券型投信	アクティブ型	ＤＣダイワ物価連動国債ファンド	02548	年0.396%	なし
11	外国株式型投信	インデックス型（先進国）	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（Ｓ＆Ｐ５００）	02108	年0.0968%	なし
12			ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	02110	年0.1023%	なし
13		インデックス型（先進国・新興国）	ＤＣ全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）	02436	年0.05753%	なし

商品の概要	運用会社 （商品提供機関）	売却順 ※1	※2	頁
世界各国の債券、株式および不動産投資信託等に分散投資し、安定的な収益の確保と信託財産の安定的な成長を目指す運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	1	指定 商品	1
世界各国の債券、株式および不動産投資信託等に分散投資し、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指す運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	2		4
世界各国の債券、株式および不動産投資信託等に分散投資し、信託財産の成長と安定的な収益の確保の両方をバランスよく目指す運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	3		7
世界各国の債券、株式および不動産投資信託等に分散投資し、信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	4		10
世界各国の債券、株式および不動産投資信託等に分散投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	5		13
マザーファンド受益証券を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	6		16
日本の上場株式を実質的な主要対象とします。ビッグデータやＡＩ（人口知能）を活用した計量モデルを用い多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	7		18
ＥＳＧ投資の拡大が期待される日本の上場株式を主な投資対象とし、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	8		20
投資成果が、信託財産の成長を目指すアクティブ型の投資信託です。わが国の上場株式の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業を主な投資対象とし、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。	大和アセットマネジメント	9		22
わが国の物価連動国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。	大和アセットマネジメント	10		24
マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場している株式の中から、Ｓ＆Ｐ５００インデックスに採用されている銘柄を中心に投資し、Ｓ＆Ｐ５００インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	11		26
マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の株式等に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	12		29
日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。原則として、為替ヘッジは行いません。	三井住友トラスト・ アセットマネジメント	13		32

運用商品一覧②（商品の選択にあたっては、必ず１ページ以降の説明資料をご確認ください。）

＜投資信託＞

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬（税込）	信託財産留保額
14	外国株式型投信	インデックス型	イノベーション・インデックス・ＡＩ	01958	年0.8195%	なし
15			イノベーション・インデックス・フィンテック	01959	年0.8195%	なし
16			イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー	01960	年0.8195%	なし
17			ｉシェアーズ　上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド	01962	実質年1.2835%程度	なし
18		アクティブ型（先進国・新興国）	ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジなし）	02547	年1.793%	なし
19		アクティブ型	ＧＳグローバル・ビッグデータ投資戦略Ｂコース（為替ヘッジなし）	01850	年1.3475%	なし
20		アクティブ型（新興国）	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）	01922	年1.5675%	なし
21		アクティブ型（先進国）	ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）	01919	実質年0.7608%程度	なし
22			ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（為替ヘッジなし）	01920	実質年0.7608%程度	なし
23		アクティブ型	世界インパクト投資ファンド（資産成長型）	01921	年1.9800%	なし
24			ブラックロック・ヘルスサイエンス・ＤＣファンド	01961	実質年1.2890%程度	なし
25		アクティブ型（その他）	アムンディＤＣファンド世界株式・気候変動対応	02107	年1.2840%	なし
26	外国債券型投信	インデックス型（主要国）	三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	02016	年0.1540%	なし
27		アクティブ型	ドルマネーファンド	02546	年1.045%	なし

商品の概要	運用会社 （商品提供機関）	売却順 ※1	※2	頁
世界各国の企業の中から、ＡＩ関連企業の株式に投資し、STOXXグローバルＡＩインデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	14		39
世界各国の企業の中から、フィンテック関連企業の株式に投資し、STOXX グローバル フィンテック インデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	15		42
世界各国の企業の中から、シェアリングエコノミー関連企業の株式に投資し、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。原則として為替ヘッジを行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	16		45
未公開企業の株式への投資や企業買収投資等に携わる上場企業(上場プライベート・エクイティ企業)で構築された指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン	17		48
主として、電力需要の拡大や電力市場の変革に伴い恩恵を受けることが期待される、世界の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	18		52
日本を含む先進国の株式を実質的な主要対象とします。ビッグデータやＡＩ（人口知能）を活用した計量モデルを用い多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	19		55
新興国の株式を実質的な主要対象とします。ビッグデータやＡＩ（人口知能）を活用した計量モデルを用い多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。	ゴールドマン・サックス・ アセット・マネジメント	20		57
各企業のＥＳＧに着目しながら、主として先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品（デリバティブ含む）等に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。為替ヘッジは、主要投資対象ファンドにおいて、限定的に行ないます。	ブラックロック・ジャパン	21		59
各企業のＥＳＧに着目しながら、主として先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品（デリバティブ含む）等に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。原則として、為替ヘッジは行ないません。	ブラックロック・ジャパン	22		62
主に世界の株式の中から社会的な課題の解決にあたる革新的な技術やビジネスモデルを有する企業に実質的に投資を行うことで、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	23		65
世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式を主要投資対象として信託財産の成長を目標に運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	ブラックロック・ジャパン	24		68
主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式へ投資する投資信託証券と、主に本邦通貨表示の短期公社債等に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は別に定める投資信託証券への投資を通じて行います。	アムンディ・ジャパン	25		72
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。外国の公社債を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友ＤＳアセット マネジメント	26		74
米国短期金融商品の金利の確保と為替益の獲得をめざして安定運用を行います。	アセットマネジメントOne	27		77

運用商品一覧③（商品の選択にあたっては、必ず１ページ以降の説明資料をご確認ください。）

＜投資信託＞

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬（税込）	信託財産留保額
28	その他の投資信託	インデックス型	ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）	02105	実質年0.7890%程度	なし
29			ｉシェアーズゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）	02516	実質年0.5085%程度	なし

商品の概要	運用会社 （商品提供機関）	売却順 ※1	※2	頁
投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。	ピクテ・ジャパン	28		79
ＬＢＭＡ金価格（円換算ベース）に連動する運用成果を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	ブラックロック・ジャパン	29		81

注釈

運用商品選定理由説明書を本資料に提示しております。
※1 運営管理業務委託手数料等が個人負担で個人別管理資産から充当する場合等、この順位にしたがい売却を行います（ただし、規約で定める未指図資産がある場合は、未指図資産から売却します）。
※2 規約で指定運用方法が定められている場合、当該指定運用方法に「指定商品」と表示しています。「ターゲット・イヤー・ファンド」が指定商品として指定されている場合は、お客さまの生年月日に応じた商品が自動的に購入されます。規約で除外商品が定められている場合、当該除外商品に「購入不可」と表示しています。
※3 運用商品説明資料の中には、太字・下線・ロゴの使用等により強調されているものもありますが、特定の商品を推奨するためのものではありませんのでご注意ください。なお、詳細な内容は各運用会社の最新の目論見書をご確認ください。

運営管理機関　受託体制のご案内

下表の受託体制にて、各種サービスをご提供してまいります。

運営管理業務		受託体制
運用関連	運用商品の選定・提示	株式会社三井住友銀行
	運用商品の情報提供	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社に再委託
記録関連		株式会社三井住友銀行 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社に再委託

確定拠出年金向け説明資料

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。

② 基本資産配分比率は、各資産の期待収益率やリスク(標準偏差)および資産間の相関係数等を推計・最適化して算出します。

③ 安定的な収益の確保と信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。

④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

① 国内債券
国内債券パッシブ・マザーファンド
マネープール・マザーファンド

② 先進国債券(除く日本)
外国債券パッシブ・マザーファンド

③ 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)
ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

④ 新興国債券(基本資産配分比率は10%を上限)
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

⑤ 国内株式
国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

⑥ 先進国株式(除く日本)
外国株式インデックス・マザーファンド

⑦ 新興国株式
エマージング株式インデックス・マザーファンド

⑧ 国内リート
Jリート・インデックス・マザーファンド

⑨ 外国リート
外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

① 当ファンド
純資産総額に対して年0.858%(税抜き0.78%)
内訳:委託会社 年0.35%(税抜き)
販売会社 年0.40%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

② 投資対象とする投資信託
年0.39%程度(最大)
(管理報酬等は年度によって異なります。)

③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年0.897%(最大)(税抜き0.819%)程度
(実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回(原則として9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等
① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。
通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 不動産投資信託(リート)に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク
ファンドは外貨建資産の一部について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑥ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。

② 基本資産配分比率は、各資産の期待収益率やリスク(標準偏差)および資産間の相関係数等を推計・最適化して算出します。

③ 安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

① 国内債券
国内債券パッシブ・マザーファンド
マネープール・マザーファンド

② 先進国債券(除く日本)
外国債券パッシブ・マザーファンド

③ 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)
ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

④ 新興国債券(基本資産配分比率は10%を上限)
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

⑤ 国内株式
国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

⑥ 先進国株式(除く日本)
外国株式インデックス・マザーファンド

⑦ 新興国株式
エマージング株式インデックス・マザーファンド

⑧ 国内リート
Jリート・インデックス・マザーファンド

⑨ 外国リート
外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

① 当ファンド
純資産総額に対して年0.858%(税抜き0.78%)
内訳:委託会社 年0.35%(税抜き)
販売会社 年0.40%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

② 投資対象とする投資信託
年0.39%程度(最大)
(管理報酬等は年度によって異なります。)

③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年0.897%(最大)(税抜き0.819%)程度
(実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回（原則として9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等
① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。
通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 不動産投資信託（リート）に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク
ファンドは外貨建資産の一部について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑥ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。

② 基本資産配分比率は、各資産の期待収益率やリスク(標準偏差)および資産間の相関係数等を推計・最適化して算出します。

③ 信託財産の成長と安定的な収益の確保の両方をバランスよく目指す運用を行います。

④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

① 国内債券
国内債券パッシブ・マザーファンド
マネープール・マザーファンド

② 先進国債券(除く日本)
外国債券パッシブ・マザーファンド

③ 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)
ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

④ 新興国債券(基本資産配分比率は10%を上限)
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

⑤ 国内株式
国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

⑥ 先進国株式(除く日本)
外国株式インデックス・マザーファンド

⑦ 新興国株式
エマージング株式インデックス・マザーファンド

⑧ 国内リート
Jリート・インデックス・マザーファンド

⑨ 外国リート
外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

① 当ファンド
純資産総額に対して年0.858%(税抜き0.78%)
内訳:委託会社 年0.35%(税抜き)
販売会社 年0.40%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

② 投資対象とする投資信託
年0.39%程度(最大)
(管理報酬等は年度によって異なります。)

③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年0.897%(最大)(税抜き0.819%)程度
(実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回(原則として9月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等
① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。
通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 不動産投資信託(リート)に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク
ファンドは外貨建資産の一部について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑥ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。

② 基本資産配分比率は、各資産の期待収益率やリスク(標準偏差)および資産間の相関係数等を推計・最適化して算出します。

③ 信託財産の成長と安定的な収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

① 国内債券
国内債券パッシブ・マザーファンド
マネープール・マザーファンド

② 先進国債券(除く日本)
外国債券パッシブ・マザーファンド

③ 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)
ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

④ 新興国債券(基本資産配分比率は10%を上限)
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

⑤ 国内株式
国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

⑥ 先進国株式(除く日本)
外国株式インデックス・マザーファンド

⑦ 新興国株式
エマージング株式インデックス・マザーファンド

⑧ 国内リート
Jリート・インデックス・マザーファンド

⑨ 外国リート
外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

① 当ファンド
純資産総額に対して年0.858%(税抜き0.78%)
内訳:委託会社 年0.35%(税抜き)
販売会社 年0.40%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

② 投資対象とする投資信託
年0.39%程度(最大)
(管理報酬等は年度によって異なります。)

③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年0.897%(最大)(税抜き0.819%)程度
(実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回（原則として9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等
① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。
通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 不動産投資信託（リート）に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク
ファンドは外貨建資産の一部について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑥ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託(リート)等に分散投資します。

② 基本資産配分比率は、各資産の期待収益率やリスク(標準偏差)および資産間の相関係数等を推計・最適化して算出します。

③ 信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

④ 実質組入外貨建資産については、投資信託証券内で対円での為替ヘッジを行っている場合を除き、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

下記の投資信託証券を投資対象とします。ただし、すべての投資信託証券に投資するとは限りません。

① 国内債券
国内債券パッシブ・マザーファンド
マネープール・マザーファンド

② 先進国債券(除く日本)
外国債券パッシブ・マザーファンド

③ 為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)
ヘッジ付き外国債券パッシブ・マザーファンド

④ 新興国債券(基本資産配分比率は10%を上限)
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

⑤ 国内株式
国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

⑥ 先進国株式(除く日本)
外国株式インデックス・マザーファンド

⑦ 新興国株式
エマージング株式インデックス・マザーファンド

⑧ 国内リート
Jリート・インデックス・マザーファンド

⑨ 外国リート
外国リート・インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年9月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

① 当ファンド
純資産総額に対して年0.858%(税抜き0.78%)
内訳:委託会社 年0.35%(税抜き)
販売会社 年0.40%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

② 投資対象とする投資信託
年0.39%程度(最大)
(管理報酬等は年度によって異なります。)

③ 実質的な負担(①と②の合計)
ファンドの純資産総額に対して年0.897%(最大)(税抜き0.819%)程度
(実質的な負担は、基本資産配分比率の見直しおよび実際の組入状況等により変動します。ETFの基本資産配分比率を上限の10%と仮定して算出した試算値です。)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回（原則として9月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等
① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 債券市場リスク
一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。
通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

③ 不動産投資信託（リート）に関するリスク
リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

④ 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク
ファンドは外貨建資産の一部について、原則として対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。対円での為替ヘッジ比率は、資産配分の調整に伴い変動します。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

⑥ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑦ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは一部、実質的に「ファミリーファンド方式」により運用します。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

SMBC・DCインデックスファンド(日経225)

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 225マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している株式等に投資します。
■株価指数先物取引等を利用することがあります。

② 日経平均トータルリターン・インデックス*の動きに連動する投資成果を目指します。
*配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。

2.主要投資対象

225マザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、先物取引を含めた実質投資比率は、信託財産の純資産総額の110%以下とします。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

日経平均トータルリターン・インデックス

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.154%(税抜き0.14%)
内訳:委託会社 年0.06%(税抜き)
販売会社 年0.06%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(日経225)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

Ver.1.3

SMBC・DCインデックスファンド(日経225)

資産運用業協会分類:追加型投信／国内／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(日経225)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

GS ビッグデータ・ストラテジー（日本株）

資産運用業協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 運用はファミリーファンド方式により行い、日本の上場株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざします。
- ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- TOPIX(東証株価指数)(配当込み)をベンチマークとします。

2.主要投資対象

日本計量株式マザーファンド

3.主な投資制限

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以下とします。

4.ベンチマーク

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

5.信託設定日

2017年7月5日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの受益権総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。

8.決算日

毎年2回（毎年5月10日と11月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.32％（税抜 1.2％）
内訳：委託会社　年率0.605％（税抜 0.55％）、
販売会社　年率0.66％（税抜 0.60％）、
受託会社　年率0.055％（税抜 0.05％）

10.信託報酬以外のコスト

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1％相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。その他にも、有価証券売買時の売買委託手数料等が差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年2回の決算時（原則として5月10日と11月10日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止する場合または既に受付けた取得申込・解約請求を取消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS ビッグデータ・ストラテジー（日本株）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。■TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

Ver.1.7

GS ビッグデータ・ストラテジー（日本株）

資産運用業協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
（注）解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います。）

24.基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に日本株式の下落局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS ビッグデータ・ストラテジー（日本株）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。■TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友・日本株式ESGファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 日本株式ESGマザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 主として、ESG投資の拡大が期待される日本株式を投資対象とします。
■ESG投資とは、投資判断の際に企業の環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)への取組みを考慮する投資手法です。

③ 企業調査に精通したアナリストが企業のESGへの取組みを評価(ESG評価)し、企業価値向上が期待される銘柄を選定します。
■ポートフォリオの構築はファンドマネージャーが計量モデル等に基づいて行います。
※運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

2.主要投資対象

日本株式ESGマザーファンド

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2018年2月9日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.188%(税抜き1.08%)
内訳:委託会社 年0.55%(税抜き)
販売会社 年0.50%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・日本株式ESGファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友・日本株式ESGファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ ESG投資に関する留意点

■ファンドは、有価証券の発行体のESG（環境、社会、ガバナンス）への取組みを評価し、ESG特性が優れた銘柄に投資を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、発行体による情報開示が不十分な場合、ESG評価基準および評価項目が大きく変化した場合、発行体においてESGに関する重大な懸念が発生した場合等には、ESG評価に著しい影響を及ぼすことがあり、ファンドの組入銘柄が変動することがあります。

■ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合

があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。

⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑥ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・日本株式ESGファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

つみたて椿(愛称:女性活躍応援積立ファンド)

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざします。
2. マザーファンドにおけるポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。
イ.「女性の活躍」に着目し、以下のような企業を投資候補銘柄とします。
ⅰ. 女性の活躍を推進する企業
ⅱ. 女性の社会進出を助ける企業
ⅲ. 女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業
ⅳ. 女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業
ロ. 投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。
ハ. 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
ニ. 投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。
3. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
4. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。

・女性活躍応援マザーファンドの投資方針

イ. 主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、女性の活躍により成長することが期待される企業に投資し、信託財産の成長をめざします。
ロ. ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針を基本とします。
(a)「女性の活躍」に着目し、以下のような企業を投資候補銘柄とします。
ⅰ. 女性の活躍を推進する企業
ⅱ. 女性の社会進出を助ける企業
ⅲ. 女性向けまたは女性に人気の商品やサービスを提供する企業
ⅳ. 女性の所得が増加することにより恩恵を受ける企業
(b) 投資候補銘柄の中から、徹底したボトムアップ・アプローチを重視した個別企業の分析および投資環境の分析を行ない、投資魅力の高い銘柄を選定します。
(c) 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮し、ポートフォリオを構築します。
(d) 投資候補銘柄およびポートフォリオの組入銘柄については、適宜見直しを行ないます。
ハ. 株式の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

女性活躍応援マザーファンドの受益証券
※女性活躍応援マザーファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
③外貨建資産への投資は、行ないません。

4.ベンチマーク

当ファンドにはベンチマークはありません。

5.信託設定日

2018年6月11日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年3月20日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.99%(税抜0.90%)
内訳: 委託会社　年率0.484%(税抜0.44%)
　　販売会社　年率0.484%(税抜0.44%)
　　受託会社　年率0.022%(税抜0.02%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

つみたて椿（愛称：女性活躍応援積立ファンド）

資産運用業協会分類：追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

（※）「運用管理費用（信託報酬）以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
＜マザーファンドより支弁する手数料等＞
信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
毎年3月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
大和アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます）

23.受託会社
株式会社りそな銀行
（信託財産の保管・管理を行ないます）

24.基準価額の主な変動要因等
＜価額変動リスク＞
当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金とは異なります。
投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。
基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。
① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
当ファンドは特定の業種へ偏った投資となるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
② その他
イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

確定拠出年金向け説明資料

DCダイワ物価連動国債ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、わが国の物価連動国債全体のパフォーマンスを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。
※ ベンチマークはNOMURA物価連動国債インデックスとします。
ロ. わが国の物価連動国債を中心とする国債への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築します。
(a) 物価・金利分析、金融・財政政策分析、ファンダメンタルズ分析、利回り曲線の分析、個別銘柄の割高・割安分析等に基づいて物価連動国債を中心とするポートフォリオを構築します。
(b) 組入れは原則として高位を保ちます。
ハ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位(信託財産の純資産総額の90%程度以上)に維持することを基本とします。

・ダイワ物価連動国債マザーファンドの投資方針
イ. 主としてわが国の物価連動国債を中心とする国債に投資し、わが国の物価連動国債全体のパフォーマンスを上回る投資成果をめざして運用を行ないます。
ロ. わが国の物価連動国債を中心とする国債への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築します。
(a) 物価・金利分析、金融・財政政策分析、ファンダメンタルズ分析、利回り曲線の分析、個別銘柄の割高・割安分析等に基づいて物価連動国債を中心とするポートフォリオを構築します。
(b) 組入れは原則として高位を保ちます。
ハ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

ダイワ物価連動国債マザーファンドの受益証券
※ダイワ物価連動国債マザーファンドは、わが国の物価連動国債を中心とする国債を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
②外貨建資産への投資は行ないません。

4.ベンチマーク

NOMURA 物価連動国債インデックス

5.信託設定日

2005年8月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年9月10日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.396%(税抜0.36%)
内訳: 委託会社 年率0.121%(税抜0.11%)
販売会社 年率0.231%(税抜0.21%)
受託会社 年率0.044%(税抜0.04%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において公社債の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
(※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>
信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■NOMURA物価連動国債インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及び同指数に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

DCダイワ物価連動国債ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信/国内/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位
1円以上1円単位

12.お申込価額
ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
毎年9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
大和アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社
三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行ないます)

24.基準価額の主な変動要因等
＜価額変動リスク＞
当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
投資信託は預貯金とは異なります。
投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。
基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。
① 公社債の価格変動など(価格変動リスク・信用リスク)
物価連動国債の価格は、実質金利(名目金利－期待インフレ率)が低下した場合には上昇し、実質金利が上昇した場合には下落する傾向があります。
価格変動に加えて物価連動国債には、物価上昇によって元金額と利払い額が増加する可能性、物価下落によって元金額と利払い額が減少する可能性があります。
上記のほか、公社債への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。
組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 債券先物取引の利用に伴うリスク
債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)。ファンドで行なっている債券先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ その他
イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■NOMURA物価連動国債インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及び同指数に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 米国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、米国の取引所に上場している株式等に投資します。
■先物取引およびオプション取引、上場投資信託等を利用することがあります。

② S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

2.主要投資対象

米国株式インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.0968%(税抜き0.088%)
内訳:委託会社 年0.034%(税抜き)
販売会社 年0.034%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として11月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド(S&P500)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド（S＆P500）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、S＆P500インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド（S＆P500）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国・地域の株式等に投資します。
■先物取引およびオプション取引等を利用することがあります。

② MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

2.主要投資対象

外国株式インデックス・マザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年11月30日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.1023%（税抜き0.093%）
内訳：委託会社 年0.0365%（税抜き）
販売会社 年0.0365%（税抜き）
受託会社 年0.02%（税抜き）

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回（原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

① ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

Ver.1.2

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理等を行います。）
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

ESG分類
ESG投信ではありません

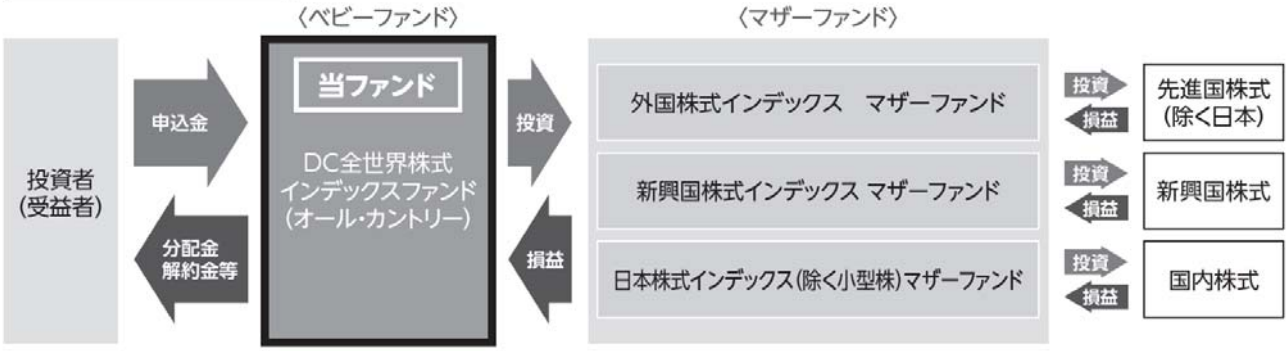
本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

■ファンドの目的
投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ファンドの特色
①日本を含む世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。
・株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
・原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドのしくみ



②マザーファンドごとの運用では、各インデックスに連動する投資成果を目指します。

先進国株式（除く日本）	外国株式インデックス マザーファンド	「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）」に連動する投資成果を目標とします。
新興国株式	新興国株式インデックス マザーファンド	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）」に連動する投資成果を目標とします。
国内株式	日本株式インデックス（除く小型株）マザーファンド	「MSCIジャパンインデックス（配当込み）」に連動する投資成果を目指します。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。詳しくは「2.主要投資対象」をご覧ください。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

③MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）※（以下「ベンチマーク」）に連動する投資成果を目指します。

※MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を含む世界の先進国・新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。
「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。
「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。
当ファンドは、MSCI INC.(以下「MSCI」)、その関連会社、情報提供会社またはMSCI指数の編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」)が支援、保証、販売または販売促進するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。
MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、当社による特定の目的のための使用について許諾されているものです。
いかなるMSCI当事者も当ファンドの発行者、受益者、あるいはその他の個人もしくは法人に対して、ファンドの全般的または当ファンドの特定的な投資の妥当性、もしくはMSCI指数の株式市場のパフォーマンスに追従する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は特定の商標、サービスマーク、商号の所有者であり、当ファンドの発行者、受益者あるいはその他の個人もしくは法人とは無関係で、MSCIが決定、構成、計算するMSCI指数の所有者です。いかなるMSCI当事者も、MSCI指数について決定、構成または計算するにあたり、当ファンドの発行者または受益者、あるいはその他個人もしくは法人の要求を考慮する義務を一切負いません。いかなるMSCI当事者も、当ファンドの設定時期、価格、数量に関する決定または償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負うものではありません。さらに、いかなるMSCI当事者も当ファンドの運営・管理、マーケティングまたは募集に関連して、発行者、受益者、その他の個人もしくは法人に対して一切の義務または責任を負いません。MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI指数の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、いかなるMSCI指数またはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、明示的、暗示的を問わず発行者、受益者、その他の個人もしくは法人がいかなるMSCI指数またはそのデータを使用して得られる結果に関して、いかなる保証もしません。MSCI当事者は、MSCI指数もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示的、黙示的な保証をするものではなく、MSCI指数もしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる場合もMSCI当事者は、直接的、間接的、特別的、懲罰的、派生的損害、及びその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。
当ファンドの購入者、販売者、受益者、またはその他の個人もしくは法人も、MSCIの許諾が必要かどうかを判断するために最初にMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを支援・保証、販売または販売促進するためにMSCIの商号、商標またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる状況においても、MSCIの事前の書面による許諾なしに、いかなる個人も法人もMSCIとの関係を主張することはできません。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーはインデックスの市場分類（「先進国市場（除く日本）」「新興国市場」「日本市場」）の比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分します。各マザーファンドの組入比率の合計は、原則として高位を維持します。

ポートフォリオ構築	ファンドマネジャー	●インデックスの市場分類の比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象としているマザーファンドの概要は以下の通りです。

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
外国株式インデックス マザーファンド	原則として、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）※1を構成している国の株式	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）※2に連動する投資成果を目標として運用を行います。
日本株式インデックス（除く小型株） マザーファンド	わが国の金融商品取引所等に上場している株式	この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に投資し、MSCIジャパンインデックス（配当込み）※3に連動する投資成果を目指します。

※1 「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIエマージング・マーケット・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 「MSCIジャパンインデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本に上場する大型株と中型株を対象にした株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。当ファンドは、MSCI INC.（以下「MSCI」）、その関連会社、情報提供会社またはMSCI 指数の編集または計算に関連するその他の第三者（総称して「MSCI当事者」）が支援、保証、販売または販売促進するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、当社による特定の目的のための使用について許諾されているものです。いかなるMSCI当事者も当ファンドの発行者、受益者、あるいはその他の個人もしくは法人に対して、ファンドの全般的または当ファンドの特定的な投資の妥当性、もしくはMSCI指数の株式市場のパフォーマンスに追従する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は特定の商標、サービスマーク、商号の所有者であり、当ファンドの発行者、受益者あるいはその他の個人もしくは法人とは無関係で、MSCIが決定、構成、計算するMSCI指数の所有者です。いかなるMSCI当事者も、MSCI指数について決定、構成または計算するにあたり、当ファンドの発行者または受益者、あるいはその他個人もしくは法人の要求を考慮する義務を一切負いません。いかなるMSCI当事者も、当ファンドの設定時期、価格、数量に関する決定または償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負うものではありません。さらに、いかなるMSCI当事者も当ファンドの運営・管理、マーケティングまたは募集に関連して、発行者、受益者、その他の個人もしくは法人に対して一切の義務または責任を負いません。MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI 指数の算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのMSCI当事者も、いかなるMSCI 指数またはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。MSCI当事者は、明示的、暗示的を問わず発行者、受益者、その他の個人もしくは法人がいかなるMSCI指数またはそのデータを使用して得られる結果に関して、いかなる保証もしません。MSCI当事者は、MSCI指数もしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示的、黙示的な保証をするものではなく、MSCI指数もしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなる場合もMSCI当事者は、直接的、間接的、特別的、懲罰的、派生的損害、及びその他の損害（逸失利益を含む）について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。当ファンドの購入者、販売者、受益者、またはその他の個人もしくは法人も、MSCIの許諾が必要かどうかを判断するために最初にMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを支援・保証、販売または販売促進するためにMSCIの商号、商標またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる状況においても、MSCIの事前の書面による許諾なしに、いかなる個人も法人もMSCIとの関係を主張することはできません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド(オール・カントリー)

一般社団法人資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. 主な投資制限

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。
・デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。

4. ベンチマーク

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5. 信託設定日

2024年9月10日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.05753%(税抜0.0523%)を乗じて得た額
■内訳
委託会社:年率0.01903%(税抜0.0173%)
販売会社:年率0.01925%(税抜0.0175%)
受託会社:年率0.01925%(税抜0.0175%)

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド(オール・カントリー)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情がある時は、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構及び保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理を行います。）

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）

一般社団法人資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

■株価変動リスク
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■為替変動リスク
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

■信用リスク
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

■流動性リスク
時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫
●ファンドは、MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

●確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
■「DC全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

イノベーション・インデックス・AI

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① イノベーション・インデックス・AIマザーファンドへの投資を通じて、世界の取引所に上場している株式に投資し、STOXXグローバルAIインデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 世界各国の企業の中から、AI関連企業の株式に投資します。
■預託証書(DR)、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)に投資を行う場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※投資対象国・地域によっては口座開設に時間を要するため、指数対象銘柄の入替え時に当該投資対象国・地域の現物株への投資が一定期間できない場合があります。そのため、対象指数と基準価額の動きに乖離が発生し、連動性が低くなる可能性があります。

2.主要投資対象

イノベーション・インデックス・AIマザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

STOXXグローバルAIインデックス(ネット・リターン、円換算ベース)

5.信託設定日

2018年6月29日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

① 委託会社は、STOXXグローバルAIインデックスが廃止された場合は、繰上償還させます。
② 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.8195%(税抜き0.745%)
内訳:委託会社 年0.37%(税抜き)
販売会社 年0.35%(税抜き)
受託会社 年0.025%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・AI」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

イノベーション・インデックス・AI

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

① ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行
（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・AI」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

イノベーション・インデックス・AI

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点
ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

⑦ 対象インデックスの動きと連動しない要因
ファンドは、STOXXグローバルAIインデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・現金等の保有比率が高くなる場合があること
・委託会社が定める投資不適切企業の株式を非保有もしくはアンダーウェイトとする場合があること

⑧ 外国税制に関する留意点
投資対象国によっては、当該国外で設定されたファンドが有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑩ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・AI」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

イノベーション・インデックス・フィンテック

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① イノベーション・インデックス・フィンテックマザーファンドへの投資を通じて、世界の取引所に上場している株式に投資し、STOXX グローバル フィンテック インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 世界各国の企業の中から、フィンテック関連企業の株式に投資します。
■預託証書(DR)、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)に投資を行う場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※投資対象国・地域によっては口座開設に時間を要するため、指数対象銘柄の入替え時に当該投資対象国・地域の現物株への投資が一定期間できない場合があります。そのため、対象指数と基準価額の動きに乖離が発生し、連動性が低くなる可能性があります。

2.主要投資対象

イノベーション・インデックス・フィンテックマザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

STOXX グローバル フィンテック インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)

5.信託設定日

2018年10月19日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

① 委託会社は、STOXX グローバル フィンテック インデックスが廃止された場合は、繰上償還させます。
② 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.8195%(税抜き0.745%)
内訳:委託会社 年0.37%(税抜き)
販売会社 年0.35%(税抜き)
受託会社 年0.025%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・フィンテック」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

イノベーション・インデックス・フィンテック

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

① ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行
（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑤ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・フィンテック」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

イノベーション・インデックス・フィンテック

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点
ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

⑦ 対象インデックスの動きと連動しない要因
ファンドは、STOXX グローバル フィンテック インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・ 追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・ 現金等の保有比率が高くなる場合があること
・ 委託会社が定める投資不適切企業の株式を非保有もしくはアンダーウェイトとする場合があること

⑧ 外国税制に関する留意点
投資対象国によっては、当該国外で設定されたファンドが有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑩ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・フィンテック」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーマザーファンドへの投資を通じて、世界の取引所に上場している株式に投資し、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス（ネット・リターン、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 世界各国の企業の中から、シェアリングエコノミー関連企業の株式に投資します。
■預託証書（DR）、株価指数先物取引、上場投資信託証券（ETF）に投資を行う場合があります。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※投資対象国・地域によっては口座開設に時間を要するため、指数対象銘柄の入替え時に当該投資対象国・地域の現物株への投資が一定期間できない場合があります。そのため、対象指数と基準価額の動きに乖離が発生し、連動性が低くなる可能性があります。

2.主要投資対象

イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーマザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス（ネット・リターン、円換算ベース）

5.信託設定日

2019年2月26日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

① 委託会社は、STOXX グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックスが廃止された場合は、繰上償還させます。

② 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年6月20日（休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.8195%（税抜き0.745%）
内訳：委託会社 年0.37%（税抜き）
販売会社 年0.35%（税抜き）
受託会社 年0.025%（税抜き）

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回（原則として6月20日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

① ニューヨークの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行
（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点
ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄投資を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

⑦ 対象インデックスの動きと連動しない要因
ファンドは、ＳＴＯＸＸ グローバル シェアリングエコノミードライバーズ インデックス(ネット・リターン、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。
・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
・現金等の保有比率が高くなる場合があること
・委託会社が定める投資不適切企業の株式を非保有もしくはアンダーウェイトとする場合があること

⑧ 外国税制に関する留意点
投資対象国によっては、当該国外で設定されたファンドが有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑨ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑩ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド

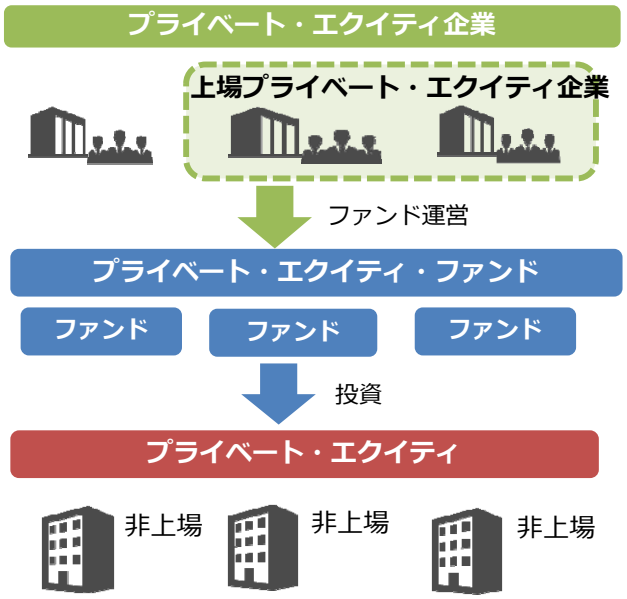
資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

この投資信託は、未公開企業の株式への投資や企業買収投資等に携わる上場企業(以下「上場プライベート・エクイティ企業」といいます。)で構築された指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。



上場プライベート・エクイティ企業とは:
非上場企業の株式、つまりプライベート・エクイティ(未公開株)に対して投資を行うファンドを運営する企業の中でも、上場している企業のことを指します。
当ファンドは、主要投資対象有価証券を通じて、上場プライベート・エクイティ企業に投資を行います。

主要投資対象有価証券の組入銘柄には、過去最大の買収案件であるナビスコに投資をしていたKKRや、アリババグループ系列の金融会社に出資しているカーライル等、大手上場プライベート・エクイティ企業が含まれています。
※上記銘柄は作成時のもので、将来の組入を示唆・保証するものではありません。

1. S&P上場プライベート・エクイティ指数(配当込み、円換算ベース)(以下「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目指します。
※S&P上場プライベート・エクイティ指数(配当込み、円換算ベース)とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社がS&P上場プライベート・エクイティ指数(配当込み)に為替を乗じて算出した指数であるS&P上場プライベート・エクイティ指数(TTM、円建て)を指します。

■対象指数は、一定の時価総額基準、流動性基準および事業内容基準を満たす主要な上場プライベート・エクイティ企業の証券により構築されています。

■対象指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
※上記の対象指数は本書作成時のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

2. プライベート・エクイティ市場へ投資を行います。
■ 主要投資対象有価証券を通じて、世界の上場プライベート・エクイティ企業に投資を行います。

3. 対象指数に連動する運用成果を目指す有価証券を主要投資対象とします。
■ 効率的な運用を目的として、上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)を活用する場合があります。

＜投資対象候補である有価証券の概要＞(本書作成時時点)
名称:
iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ UCITS ETF

投資目的:
ファンドは、一定の時価総額基準、流動性基準および事業内容基準を満たす主要な上場プライベート・エクイティ企業で構築された指数である、S&P上場プライベート・エクイティ指数のリターンに連動した投資成果をあげることを目指します。

運用会社:
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

上場取引所:
ロンドン証券取引所
※上記有価証券への投資は、上場プライベート・エクイティ・インデックス・マザーファンド受益証券を通じて行います。
※上記の投資対象候補およびその概要は、今後変更となる場合があります。

■上記有価証券は、組入比率の20%を上限として、差金決済取引(CFD取引)を通じてマスター・リミテッド・パートナーシップ(主に米国で行われている共同投資事業形態のひとつで、米国の金融商品取引所に上場されています。以下「MLP」といいます。)への投資を行う場合があります。

※有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、運用の委託先としてブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

4. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

2.主要投資対象

上場プライベート・エクイティ・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券への投資を通じて、ベンチマークの動きに高位に連動することを目指す有価証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
上場投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券（親投資信託および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

4.ベンチマーク

S&P上場プライベート・エクイティ指数（配当込み、円換算ベース）

5.信託設定日

2019年6月26日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または購入者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

8.決算日

毎年5月20日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

ファンドの実質的な運用管理費用（A＋B）は、ファンドの純資産総額に対して年1.2835％（税抜1.235％）程度となります。

（A）当ファンドの運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に対して年0.5335％（税抜0.485％）の率を乗じて得た額

委託会社：年0.0110％（税抜0.010％）
販売会社：年0.4950％（税抜0.450％）
受託会社：年0.0275％（税抜0.025％）

（B）投資する投資信託証券に係る報酬等
主要投資対象ファンドの運用管理費用（投資対象ファンドから支払われます。） 年0.75％程度

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、ファンドから支払うことができます。
投資する上場投資信託証券等の有価証券に係る保管報酬、事務処理に要する諸費用が当該有価証券において支払われます。
また、有価証券の貸付を行った場合は、信託財産の収益となる品貸料の2分の1（100分の50）相当額が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。
※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として5月20日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ロンドン証券取引所の休場日に該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。また確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社（信託財産の運用の指図等を行います。）

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

2. 特定業種への投資リスク

上場プライベート・エクイティ企業の証券に投資します。上場プライベート・エクイティ企業の証券の価格は、日々の株式相場、政治や経済のニュース、企業収益、重大な企業更生などの影響を受け、当ファンドの運用成果に影響を与えます。上場プライベート・エクイティ企業への投資に伴う付加的なリスクとして、より高い水準のレバレッジ、透明性の低い情報開示や、保有資産売買の制限があります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

4. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

5. 流動性リスク

有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

6. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

7. MLPの価格変動リスク
主要投資対象であるETFでは、差金決済取引(CDF取引)を通じてMLPに一定水準まで投資する場合があります。MLPは景気動向、市況動向、金利変動等の影響を受け価格が変動し、主要投資対象ETFを通じて間接的に当ファンドの運用成果に影響を与えます。

8. 有価証券の貸付等におけるリスク
有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引のある相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

9. 上場投資信託証券への投資に関する留意点
金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

10. ファンド運営上のリスク
ファンドの運営上、以下の影響を受ける場合があります。
a.取得申込および解約申込の受付の中止・取消
b.信託の途中終了
c.法令・税制・会計等の変更

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「iシェアーズ 上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし) 愛称「電力革命」

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に世界の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 主として、電力需要の拡大や電力市場の変革に伴い恩恵を受けることが期待される、世界の株式に投資を行います。
■銘柄の選定にあたっては、企業の成長見通しや株価の割安度等の分析を行うとともに、発電、送電、蓄電の3つの分野に着目します。
※世界の株式には、日本および新興国の株式を含みます。
※預託証書(DR)、上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)にも投資を行う場合があります。

③ 実質的な運用は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーが行います。
■マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

④ ■実質組入外貨建資産については、原則として対円
での為替ヘッジを行いません。
■基準価額は為替変動の影響を受けます。

2.主要投資対象

ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2024年10月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年10月21日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年1.793%(税抜き1.63%)
内訳:委託会社 年0.90%(税抜き)
販売会社 年0.70%(税抜き)
受託会社 年0.03%(税抜き)
※委託会社の報酬には、ニュートン・パワー・イノベーション・マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.60%)が含まれております。

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし) 愛称「電力革命」

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として10月21日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

① 以下のいずれかに当たる場合には、取得申込・解約請求を受け付けません。
・ニューヨークの取引所の休業日
・ロンドンの取引所の休業日

② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行
(信託財産の保管・管理等を行います。)
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし) 愛称「電力革命」

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑤ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ 特定の業種・テーマへの集中投資に関する留意点
ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行い、日本を含む先進国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざします。
- ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- MSCIワールド・インデックス(円ベース)を運用上の参考指標とします。

2.主要投資対象

ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.-
ゴールドマン・サックス・グローバルCORE
エクイティ・ポートフォリオ

3.主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年2月24日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。

8.決算日

毎年3月10日（ただし、休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.3475%（税抜 1.225%）
内訳：委託会社　年率0.66%（税抜 0.6%）、
販売会社　年率0.66%（税抜 0.6%）、
受託会社　年率0.0275%（税抜 0.025%）

10.信託報酬以外のコスト

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。その他にも、有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等が差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時（原則として3月10日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日はお申込みはできません。
金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース（為替ヘッジなし）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。■MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。

Ver.1.8

GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います。）

24.基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本を含む先進国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に世界の株式市場の下落局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、流動性の低い株式も含まれています。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3．為替変動リスク

本ファンドは、日本を含む先進国の株式を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS グローバル・ビッグデータ投資戦略Bコース（為替ヘッジなし）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。■MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。

GS ビッグデータ・ストラテジー(エマージング株)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- 運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行い、エマージング諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざします。
- ビッグデータやAI(人工知能)を活用したゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用い、多様な銘柄評価基準に基づいて幅広い銘柄に分散投資します。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-
ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケッツCORE
エクイティ・ポートフォリオ

3.主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2017年12月12日

6.信託期間

原則として無期限

7.償還条項

信託期間中であっても、本ファンドの純資産総額が50億円を下回ることとなった場合等には、必要な手続きを経て、繰上償還されることがあります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。

8.決算日

毎年3月15日および9月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日。)

9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.5675%(税抜 1.425%)
内訳:委託会社 年率0.77%(税抜 0.7%)、
販売会社 年率0.77%(税抜 0.7%)、
受託会社 年率0.0275%(税抜 0.025%)

10.信託報酬以外のコスト

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。その他にも、有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等が差し引かれます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年2回の決算時(原則として3月15日と9月15日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ルクセンブルク証券取引所もしくは上海証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクもしくは上海の銀行の休業日および12月24日(主要投資対象とする投資信託証券の休業日が変更された場合には、本ファンドの休業日が変更になる可能性があります)。
金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止する場合または既に受付けた取得申込・解約請求を取消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS ビッグデータ・ストラテジー(エマージング株)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。

Ver.1.8

GS ビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います。）

24.基準価額の主な変動要因等

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

1．エマージング株式市場への投資に伴うリスク

エマージング諸国への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。

その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

2．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にエマージング諸国の株式市場の下落局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。

一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

3．為替変動リスク

本ファンドの実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

4．流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「GS ビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力が発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証するものではありません。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ブラックロックESG世界株式ファンド(限定為替ヘッジあり)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

各企業のESGに着目しながら、主として先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品(デリバティブ含む)等に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。為替ヘッジは、主要投資対象ファンドにおいて、限定的に行います。

2.主要投資対象

ブラックロック・グループが運用する投資信託証券への投資を通じて、先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品(デリバティブ含む)等に投資を行います。また、短期債券等に投資する投資信託証券にも副次的に投資を行います。

3.主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2015年9月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または購入者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

8.決算日

毎年9月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年0.7608%(税抜0.728%)程度となります。

(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬)
ファンドの純資産総額に対して年0.3608%(税抜0.328%)の率を乗じて得た額

委託会社 : 年0.0110% (税抜0.010%)
販売会社 : 年0.3300% (税抜0.300%)
受託会社 : 年0.0198% (税抜0.018%)

(B)投資する投資信託証券に係る報酬等
主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) 年0.40%

10.信託報酬以外のコスト

目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、ファンドから支払うことができます。
ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。
また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として9月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド(限定為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ブラックロックESG世界株式ファンド(限定為替ヘッジあり)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。また確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社(信託財産の運用の指図等を行います。)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

2. 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資を行います。原則として主要投資対象ファンドにおいて米ドルに対する為替ヘッジを行うことによって、為替変動リスクの低減を図りますが、米ドルの対円での為替変動を完全にヘッジすることはできません。また、主要投資対象ファンドは米ドル以外の通貨建てで投資を行う場合があり、その場合、当該通貨については原則として為替ヘッジを行いません。したがって、米ドルに対する当該通貨の為替レートの変動が、間接的に当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、米ドル金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

3. 中小型株式投資のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

4. カントリー・リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、世界各国の株式に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド(限定為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロックESG世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

5．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

6．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

7．ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性にかかる評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なる運用成果を示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

8．ファンド運営上のリスク

ファンドの運営上、以下の影響を受ける場合があります。

a.取得申込および解約申込の受付の中止・取消
b.信託の途中終了
c.法令・税制・会計等の変更

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

各企業のESGに着目しながら、主として先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品(デリバティブ含む)等に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

ブラックロック・グループが運用する投資信託証券への投資を通じて、先進国の企業または先進国に主要な業務基盤がある企業の株式ならびに株式関連商品(デリバティブ含む)等に投資を行います。また、短期債券等に投資する投資信託証券にも副次的に投資を行います。

3.主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2015年9月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または購入者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

8.決算日

毎年9月20日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年0.7608%(税抜0.728%)程度となります。

(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬)
ファンドの純資産総額に対して年0.3608%(税抜0.328%)の率を乗じて得た額

委託会社 : 年0.0110% (税抜0.010%)
販売会社 : 年0.3300% (税抜0.300%)
受託会社 : 年0.0198% (税抜0.018%)

(B)投資する投資信託証券に係る報酬等
主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) 年0.40%

10.信託報酬以外のコスト

目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、ファンドから支払うことができます。
ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。
また、主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として9月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)

資産運用業協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。また確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社(信託財産の運用の指図等を行います。)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

1. 株価変動リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

2. 為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建資産に投資を行います。原則として実質的な外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

3. 中小型株式投資のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

4. カントリー・リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、世界各国の株式に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

5. 債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)

資産運用業協会分類:追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

6. デリバティブ取引のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

7. ESGを運用プロセスにおいて勘案する際の制約要因やリスク

投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性にかかる評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。当ファンドで使用する評価基準は、他のESGファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。

ESGの評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なる運用成果を示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。

8. ファンド運営上のリスク

ファンドの運営上、以下の影響を受ける場合があります。

a.取得申込および解約申込の受付の中止・取消
b.信託の途中終了
c.法令・税制・会計等の変更

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロックESG世界株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

世界インパクト投資ファンド(資産成長型) 愛称:Better World

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 世界インパクト投資マザーファンドへの投資を通じて、主に世界の株式の中から社会的な課題の解決にあたる革新的な技術やビジネスモデルを有する企業に実質的に投資を行うことで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
■銘柄選定にあたっては、社会的課題の解決(社会的インパクト)に取り組む企業に着目し、個々の企業のファンダメンタル分析等を行い、投資魅力のある銘柄に投資します。
■実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

② 実質的な運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。
■マザーファンドにおける運用指図にかかる権限を、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーへ委託します。

2.主要投資対象

世界インパクト投資マザーファンド受益証券
(マザーファンドは、世界の株式を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
③ デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2018年5月14日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託財産の受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
また、購入者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ購入者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年8月10日(但し休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.98%(税抜 1.80%)
内訳:委託会社 年率1.05%(税抜)
販売会社 年率0.70%(税抜)
受託会社 年率0.05%(税抜)
マザーファンドの投資顧問会社(ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「世界インパクト投資ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

Ver.1.6

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

世界インパクト投資ファンド(資産成長型) 愛称:Better World

資産運用業協会分類:追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

16.収益分配

年1回の決算時(原則として8月10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所または英国証券取引所の休業日と同日の場合はお申込みできません。その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上できない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数
注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 株式市場リスク
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

⑤ 流動性リスク
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「世界インパクト投資ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

世界インパクト投資ファンド（資産成長型） 愛称：Better World

資産運用業協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ インパクト投資に関する留意点

・ファンドは、特定のインパクト投資テーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のインパクト投資テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該インパクト投資テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

・保有銘柄がもたらすインパクトの評価を重要業績評価指標(KPI)の設定および計測を通じて行いますが、KPIの定義は主観的であり、それぞれの企業あるいは業界がもたらしているインパクトの性質および段階によって異なります。また、様々な理由から保有銘柄のKPIについて見直しを行うことがあります。そのため、当初想定したインパクト創出が達成される保証はありません。

・インパクト投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「世界インパクト投資ファンド（資産成長型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

実質的な主要投資対象ファンドにおいて、下記の業種グループに着目しています。

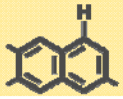
医薬品

・医薬品の研究・開発・製造を行う企業等（獣医用医薬品、化学を含む。）



バイオテクノロジー

・遺伝子分析および遺伝子工学に基づいた製品の研究、開発、製造、販売を主に行う企業等



医療機器・用品

・医療機器および装置の製造企業等（医療用器具、薬物送達システム、心血管装置、矯正装置、診断装置を含む。）



ヘルスケアサービス

・ヘルスケア製品の販売および卸売り、ヘルスケアサービスの提供を行う企業等（ヘルスケア施設の運営を含む。）



※上記は実質的な主要投資対象ファンドが投資対象として着目する主な業種についての説明であり、上記以外の業種の企業の株式に投資する場合もあります。

1. 世界のヘルスサイエンス関連企業の株式を主要投資対象として信託財産の成長を目標に運用を行います。

■ ヘルスサイエンス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のヘルスサイエンス関連企業（医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等）の株式に投資する投資信託証券を実質的な主要投資対象ファンドとします。副次的な投資対象として、短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。通常、実質的な主要投資対象ファンドへの投資割合を高位に保ちます。
※各投資信託証券への投資割合は、原則として市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。

2. 世界最大級の運用会社であるブラックロックのヘルスサイエンス チームが運用を行います。

■ 当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、ブラックロック・グループのヘルスサイエンスチームによって運用されています。当チームは、専門知識を活かして調査・運用を行います。
※実質的な主要投資対象ファンドおよびその運用チームは変更となる場合があります。

【実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセス】

投資ユニバース
様々な国、企業規模の約1,000銘柄が調査対象

↓

業種別のファンダメンタル調査
企業分析の基となる業界動向等の
周辺情報やトレンド等を分析

↓

銘柄別のファンダメンタル調査
様々な国、企業規模、業種から、
投資価値が相対的に高い銘柄に絞り込む

↓

ポートフォリオ構築
投資戦略、銘柄選択について一貫したリスク管理のプロセスに基づき、リスク調整後のリターンの最大化を目指す
約90～140銘柄に集約

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
※実質的な主要投資対象ファンドの運用プロセスは、将来変更となる場合があります。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2.主要投資対象

ヘルスサイエンス・マザーファンドにおいて投資対象とする投資信託証券は、ブラックロック・グループの運用会社が運用するものとします。
当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍投資法人) ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド クラスI投資証券」とします。

3.主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2019年6月26日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

換金により受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、または購入者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

8.決算日

毎年8月20日(但し休業日の場合は翌営業日)
※初回決算日は2020年8月20日とします。

9.信託報酬

ファンドの実質的な運用管理費用(A+B)は、ファンドの純資産総額に対して年1.289%(税抜1.24%)程度となります。

(A)当ファンドの運用管理費用(信託報酬)
ファンドの純資産総額に対して年0.539%(税抜0.49%)の率を乗じて得た額

委託会社 : 年0.011% (税抜0.01%)
販売会社 : 年0.495% (税抜0.45%)
受託会社 : 年0.033% (税抜0.03%)

(B)投資する投資信託証券に係る報酬等
実質的な主要投資対象ファンドの運用管理費用(投資対象ファンドから支払われます。) 年0.75%

10.信託報酬以外のコスト

目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11%(税抜0.10%)を上限として、ファンドから支払うことができます。
ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。
また、実質的な主要投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用等並びに副次的投資対象ファンドの報酬等が別途投資対象ファンドから支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の決算時(原則として8月20日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他実質的な主要投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、主要投資対象ファンドの取引停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。また確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社（信託財産の運用の指図等を行います。）

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理等を行います。）

再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等

1．株価変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、世界の株式に投資します。したがって、世界の経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

2．特定業種への投資のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、医薬品、バイオテクノロジー、医療機器・用品、ヘルスケアサービス等の企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなることがあります。

3．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資を行います。
原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

4．中小型株式投資のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

5．カントリー・リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、世界各国の株式およびエマージング諸国の発行体が発行する株式にも一部投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、株価が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

6．債券投資のリスク

当ファンドの実質的な投資対象ファンドは、債券へも投資を行います。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

7．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの実質的な主要投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドの投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

8．ファンド運営上のリスク

ファンドの運営上、以下の影響を受ける場合があります。

a.取得申込および解約申込の受付の中止・取消
b.信託の途中終了
c.法令・税制・会計等の変更

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ブラックロック・ヘルスサイエンス・DCファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関：ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

アムンディDCファンド　世界株式・気候変動対応

資産運用業協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

①主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②CDP評価※1、ＳＢＴｉ※2への参画状況およびESG評価※3によって投資ユニバースを確定し、株価の上昇余地も考慮した銘柄選択を行います。

※1 CDPとは、低炭素化社会の実現を目指し、気候変動等の取組みについて分析、評価、開示を行う国際NGO（非政府組織）です。

※2 SBTi（Science Based Targets initiative）とは、企業の温室効果ガス排出削減目標が気候科学（IPCC）に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」に抑える水準と整合しているかを審査・認定する国際的な組織です。

※3 ESGは環境（Environment）、社 会（Social）、ガ バ ナン ス（Governance）の頭文字を取ったもので、企業の持続的な成長性を判断するための評価軸です。

2.主要投資対象

ルクセンブルク籍投資信託「CPR Invest － クライメート・アクション」

3.主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。外貨建資産への投資割合には制限を設けません。株式への直接投資は行いません。

4.ベンチマーク

ありません

5.信託設定日

2020年7月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中に、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、主要投資対象とする投資信託証券が償還もしくは投資目的・基本方針等が大幅に変更されることとなる場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年2月25日および8月25日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.484％（税抜き 0.44％）以内

内訳：委託会社年0.132％（税抜き0.12％）以内、
販売会社年0.33％（税抜き0.30％）、
受託会社年0.022％（税抜き0.02％）

なお、ファンドの信託報酬年率0.484％（税込）以内に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.8％以内）を加算した実質的な信託報酬率は、純資産総額に対して年率1.284％（税込）以内です。

10.信託報酬以外のコスト

下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
・投資信託財産に関する租税　等
※ その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税（年率0.01％）などの諸費用がかかります。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年2回の決算時（原則として2月25日および8月25日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

アムンディDCファンド　世界株式・気候変動対応

資産運用業協会分類:追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益証券の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

22.委託会社

アムンディ・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。)

23.受託会社

株式会社SMBC信託銀行(信託財産の保管・管理を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ信託銀行

24.基準価額の主な変動要因等

1. 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

3. 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

4. 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

5. カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運営管理機関:ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

① 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、外国の公社債等に投資します。

② FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

外国債券パッシブ・マザーファンド

3.主な投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

5.信託設定日

2019年6月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

8.決算日

毎年12月17日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.154%(税抜き0.14%)
内訳:委託会社 年0.06%(税抜き)
販売会社 年0.06%(税抜き)
受託会社 年0.02%(税抜き)

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回(原則として12月17日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。
また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

24.基準価額の主な変動要因等

① 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド

資産運用業協会分類:追加型投信／海外／債券／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

⑥ 対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- 追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。また、資金動向、市場動向等によっては投資方針通りの運用ができない場合があります。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

ドルマネーファンド

一般社団法人資産運用業協会分類:追加型投信／海外／その他資産(短期金融資産)

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基 本 方 針
当ファンドは、米国短期金融商品の金利の確保と為替益の獲得をめざして安定運用を行います。

2.投 資 態 度
①米国短期金融マーケットへの投資を通して、利子等収益の確保と円安・米ドル高時の為替益の享受により、好リターンの獲得をめざします。
②主に米ドル建の短期国債、政府機関債、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書に投資し、利子等収益の確保をはかります。
③外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
④国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2.主要投資対象

米ドル建の短期国債、米ドル建の政府機関債、米ドル建のコマーシャル・ペーパーおよび米ドル建の譲渡性預金証書を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。
株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。株式(株式投資信託証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4.ベンチマーク

特定しておりません。

5.信託設定日

1998/6/19

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。
・受益者のために有利であると認めるとき。
・やむを得ない事情が発生したとき。

8.決算日

毎年3月、6月、9月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.045%(税抜0.95%)
内訳(税抜)
委託会社:年率0.40%
販売会社:年率0.50%
受託会社:年率0.05%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・外国での資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ドルマネーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート) など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

Ver.1.0

ドルマネーファンド

一般社団法人資産運用業協会分類:追加型投信／海外／その他資産(短期金融資産)

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数
注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 為替リスク
為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがいまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないため、円と米ドルの為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

2. 金利リスク
金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

3. 信用リスク
投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

＜その他の留意点＞
○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ドルマネーファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート) など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

投資信託証券への投資を通じて、実質的に金に投資します。投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。金の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

ピクテ（CH）プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド　クラスI dy USD受益証券　（金を主要投資対象とします。）

ピクテ-ショートターム・マネー・マーケットJPY　クラスI投資証券　（短期金融商品等を主要投資対象とします。）

金融商品取引所に上場されている投資信託証券

3.主な投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2011年12月28日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

毎年7月15日（但し休業日の場合は翌営業日）

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.539%（税抜き 0.49%）
内訳：委託会社年0.165%（税抜き 0.15%）、
販売会社年0.33%（税抜き 0.3%）、
受託会社年0.044%（税抜き 0.04%）

[投資対象とする投資信託証券]

ピクテ（CH）プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド：純資産総額の年率0.25%（上限）

ピクテ-ショートターム・マネー・マーケットJPY：純資産総額の年率0.3%（上限）

※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

[実質的な負担]

最大年率 0.789%（税抜き 0.74%）程度
（注）組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。
（この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）

10.信託報酬以外のコスト

信託事務に要する諸費用（信託財産の純資産総額の年率 0.055%（税抜0.05%）相当を上限とした額）が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）が、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

Ver.1.3

ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）

本商品は元本確保型の商品ではありません

13.お申込手数料
ありません。

14.ご解約価額
ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額
ありません。

16.収益分配
年1回の決算時（原則として7月15日）に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等
スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、取得申込・解約請求のお申込みはできません。金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・解約請のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込・解約請のお申込みの受付けを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係
確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性
基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無
投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法
解約価額×保有口数
注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社
ピクテ・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等を行います。）

23.受託会社
三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理を行います。）
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

24.基準価額の主な変動要因等
1．金の価格変動リスク
ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。
金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。

2．為替に関する留意点
組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

ｉシェアーズ　ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

当ファンドは、ＬＢＭＡ金価格（円換算ベース）に連動する運用成果を目指します。

2. 主要投資対象

金現物市場を代表する指標に連動する有価証券を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

・株式への投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
・上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

ＬＢＭＡ金価格（円換算ベース）

5. 信託設定日

2013 年９月 26 日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

換金により受益権の口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、受託会社と合意のうえ、償還する場合があります。

8. 決算日

年１回：11 月２日
（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

ファンドの実質的な信託報酬（Ａ＋Ｂ）は、ファンドの純資産総額に対して年 0.5085％（税抜 0.485％）程度となります。
※投資する有価証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

（Ａ）当ファンドの信託報酬
ファンドの純資産総額に対して年 0.2585％（税抜 0.235％）の率を乗じて得た額

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年0.011％ （税抜0.01％）	年0.22％ （税抜0.20％）	年0.0275％ （税抜0.025％）	年0.2585％ （税抜0.235％）

（Ｂ）有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等
上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、保有有価証券の投資額に対して年 0.25％程度が当該有価証券より支弁され、その管理会社等に支払われます。
※有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの諸経費、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、投資する上場投資信託等に係る保管報酬等

11. お申込単位

１円以上１円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に基準価額水準等を勘案して分配します。
ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合があります。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

・お申込日がニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、取得申込または解約請求の各受付けはできません。確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問合せ下さい。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により取得申込または解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込または解約請求を取り消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益に対しては課税されません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ｉ シェアーズ　ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

Ver.1.0

i シェアーズ　ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

投資信託は株式・債券など値動きのある証券等に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落した場合、損失を被ることがあります。また、これらの運用実績による損益は、加入者等のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

加入者の持分＝解約価額×保有口数
（＊基準価額･解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は、10,000 で除してください。）

22. 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等を行ないます。）
投資顧問会社：ブラックロック･インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
（委託会社から有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部の委託を受けて有価証券の貸付を行ないます。）

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行
（信託財産の保管・管理等を行ないます。）

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、金現物市場を代表する指標に連動する有価証券に投資を行ないますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、お申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドのお申込みを行なってください。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元金が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益及び損益はすべて加入者等の皆様に帰属します。

（1）金への投資リスク
主に金現物の値動きに連動することを目指す有価証券に投資します。金現物の価格は金の需給関係や為替、金利、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。これらの要因による金価格の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（2）為替変動リスク
外貨建資産に投資を行ないます。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

（3）デリバティブ取引のリスク
先物･オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

（4）上場投資信託証券への投資に関する留意点
金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「i シェアーズ　ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック･ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性･完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

運用商品選定理由説明書

確定拠出年金法および関連法令、個人型年金規約に定めるところにより、運営管理機関として運用商品を選定しご提示いたします。

＜１．運用商品の全体構成＞

・確定拠出年金制度の目的である国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを踏まえた運用商品群とした。
・加入者等が運用指図を行っていない場合、規約に従って自動的に購入される指定運用方法が設定されている。（運用商品一覧に「指定商品」と表示）
・指定運用方法は、運用環境等によって損失を被る可能性があるものの、長期的にはリスクを抑えながら、安定的な収益の獲得が期待できると見込まれる商品を選定した。
・投資信託は、伝統的資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）、複数の資産を組み込んだバランス型、および伝統的資産とは異なる資産を投資対象とするその他の投資信託からなる商品群とした。
・国内株式、外国株式、外国債券、その他の投資信託にはベンチマークに連動した投資成果を目指すインデックス運用の商品を、積極的な運用ニーズに応えるため、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、バランス型にはアクティブ運用の商品を選定した。
・加入者等が基本的な教育で十分理解できるわかりやすい商品群に、やや高度な金融商品の知識が必要な商品が含まれている。

＜２．個別運用商品の選定理由＞

No	運用商品名	選定理由
1	三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
2	三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
3	三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
4	三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
5	三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
6	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
7	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（日本株）	運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＧＳビッグデータ・ストラテジー（日本株）は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
8	三井住友・日本株式ＥＳＧファンド	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・日本株式ＥＳＧファンドは、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
9	つみたて椿	運用会社である大和アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題がない。つみたて椿は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
10	ＤＣダイワ物価連動国債ファンド	運用会社である大和アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＤＣダイワ物価連動国債ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内債券型投資信託商品として選定した。

弊行が選定した運用商品ラインナップの中には、三井住友フィナンシャルグループの各社（※）が商品販売会社又は運用会社となる運用商品が含まれている場合がございます。
（※）例えば、三井住友銀行、ＳＭＢＣ日興証券、三井住友ＤＳアセットマネジメント。

No	運用商品名	選定理由
11	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（Ｓ＆Ｐ５００）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（Ｓ＆Ｐ５００）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
12	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
13	ＤＣ全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）	運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＤＣ全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
14	イノベーション・インデックス・ＡＩ	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。イノベーション・インデックス・ＡＩは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
15	イノベーション・インデックス・フィンテック	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。イノベーション・インデックス・フィンテックは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
16	イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミーは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
17	ｉシェアーズ　上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド	運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ｉシェアーズ　上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
18	ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジなし）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジなし）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
19	ＧＳグローバル・ビッグデータ投資戦略Ｂコース（為替ヘッジなし）	運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＧＳグローバル・ビッグデータ投資戦略　Ｂコース（為替ヘッジなし）は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
20	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）	運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ＧＳビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
21	ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）	運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
22	ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（為替ヘッジなし）	運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（為替ヘッジなし）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
23	世界インパクト投資ファンド（資産成長型）	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。世界インパクト投資ファンド（資産成長型）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
24	ブラックロック・ヘルスサイエンス・ＤＣファンド	運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ブラックロック・ヘルスサイエンス・ＤＣファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
25	アムンディＤＣファンド世界株式・気候変動対応	運用会社であるアムンディ・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。アムンディＤＣファンド　世界株式・気候変動対応は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。

No	運用商品名	選定理由
26	三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	運用会社である三井住友ＤＳアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。
27	ドルマネーファンド	運用会社であるアセットマネジメントＯｎｅは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ドルマネーファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。
28	ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）	運用会社であるピクテ・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他の投資信託商品として選定した。
29	ｉシェアーズゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）	運用会社であるブラックロック・ジャパンは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。ｉシェアーズゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他の投資信託商品として選定した。

販売会社一覧

※プランの商品本数が多い場合などに限り、全ての販売会社を掲載できない場合があります。
　詳しくはＤＣなびの商品情報のページをご覧ください。

No	運用商品名	販売会社
1	三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	三井住友銀行
2	三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	三井住友銀行
3	三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	三井住友銀行
4	三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	三井住友銀行
5	三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	三井住友銀行
6	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）	三井住友銀行
7	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（日本株）	三井住友銀行
8	三井住友・日本株式ＥＳＧファンド	三井住友銀行
9	つみたて椿	三井住友銀行
10	ＤＣダイワ物価連動国債ファンド	三井住友銀行
11	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（Ｓ＆Ｐ５００）	三井住友銀行
12	ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	三井住友銀行
13	ＤＣ全世界株式インデックスファンド（オール・カントリー）	三井住友銀行
14	イノベーション・インデックス・ＡＩ	三井住友銀行
15	イノベーション・インデックス・フィンテック	三井住友銀行
16	イノベーション・インデックス・シェアリングエコノミー	三井住友銀行
17	ｉシェアーズ　上場プライベート・エクイティ・インデックス・ファンド	三井住友銀行
18	ニュートン・パワー・イノベーション・ファンド（為替ヘッジなし）	三井住友銀行
19	ＧＳグローバル・ビッグデータ投資戦略Ｂコース（為替ヘッジなし）	三井住友銀行
20	ＧＳビッグデータ・ストラテジー（エマージング株）	三井住友銀行
21	ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（限定為替ヘッジあり）	三井住友銀行
22	ブラックロックＥＳＧ世界株式ファンド（為替ヘッジなし）	三井住友銀行
23	世界インパクト投資ファンド（資産成長型）	三井住友銀行
24	ブラックロック・ヘルスサイエンス・ＤＣファンド	三井住友銀行
25	アムンディＤＣファンド世界株式・気候変動対応	三井住友銀行
26	三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	三井住友銀行
27	ドルマネーファンド	三井住友銀行
28	ピクテ・ゴールド（為替ヘッジあり）	三井住友銀行
29	ｉシェアーズゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）	三井住友銀行
	以下余白	

運用商品カテゴリー 一覧表

弊行では、皆さまが運用商品の選択をされる際の目安となるよう、各運用商品を独自のカテゴリーに分類して表示しております。
なお、投資信託につきましては投資信託協会の分類とは異なりますのでご注意ください。

商品区分		運用商品カテゴリー	定義（留意事項）
（法令上の）元本確保型商品	元本保証型	預金	満期時の元本と利息を保証する預金商品 中途解約時においても元本が保証されている安全性の高い商品
	非元本保証型（元本保証型のものもあります）	利率保証型積立生命保険	満期時の元本と利息を保証する生命保険商品 中途解約時には元本割れするリスクがあることに注意
		積立傷害保険	満期時の元本と利息を保証する損害保険商品 中途解約時には元本割れするリスクがあることに注意
投資信託	非元本保証型	国内株式型投資信託	国内株式を主な投資対象とする投資信託
		国内債券型投資信託	国内債券を主な投資対象とする投資信託
		外国株式型投資信託	外国株式を主な投資対象とする投資信託
		外国債券型投資信託	外国債券を主な投資対象とする投資信託
		バランス型投信（ライフサイクル型投信）	株式・債券など複数の資産を投資対象とする投資信託
		バランス型投信	
		その他投資信託	主に、株式、債券以外を投資対象とする投資信託

（補足）元本保証型とは中途解約の際にも元本が保証されるものであり、非元本確保型とは中途解約の際に元本割れするリスクがあるものとしております。
（注）本表は弊行の運用商品のカテゴリー全体を一覧にしたもので、ご加入されるプランによっては該当商品のないカテゴリーもあります。